

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が、その翌日)

平成3年8月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イズモト歯科医院	鳥取市新町二一〇	平成3年七月三十日

アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇	"
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八三	"
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	"
医療法人社団キマチ外科・整形 外科医院	西伯郡名和町大字富長七五五	"

- ♦告示 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（〃）
 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（農村整備課）
 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
 土地改良事業の認可（〃）
 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第六百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
藤山内科小児科 医院	鳥取市西品治三〇五一 二	平成三年八月十五日

鳥取県告示第六百二号

大伊土地改良区が行う土地改良事業（土地改良施設維持管理事業大伊地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）桜地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）布袋地区農道整備）を平成三年八月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年七月十五日 鳥取県指令受都計三一二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長六三五一

株式会社徳田商店

代表取締役 徳田忠志

鳥取県告示第六百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年七月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第二百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二